

有料公園施設「広宮沢公園・鹿妻公園」の利用貸出しルール

協同組合 盛岡卸センター

1. 利用申込み受付開始時期等

- 利用申込みの予約及び本申込みの受付開始は、貸出し開始1カ月前の3月1日からとします。
- 利用申込みは、当該年度の利用において可能とし、貸出予約終了は11月下旬とします。以降については天候やグラウンド状況により判断します。尚、ご利用できなかった場合は利用料を還付します。(ドローン講習会等のグラウンド地面を利用しない場合は年中利用可能)
- 3月1日から3月31日までの本申込みによる利用料納付は可能とします。グラウンド整備期間と重なった場合、後日利用料は還付します。
- 電話申込みの際は、原則として電話した日から3日以内に本申込みをお願いします。3日以内の申込みができない場合は、必ず事前に管理者へ連絡をお願いします。(遅くとも利用日1週間前には本申込みをお願いします)
- 利用料のお支払いは、本申込みと同時にお願いします。
- コロナウィルスやインフルエンザ蔓延時の対応、その他大規模な自然災害等が発生した場合の貸出しへは、矢巾町の指示に従います。
- 施設を破損させた場合、大小に問わらず盛岡卸センターに必ず報告を行い、原状回復するようお願いします。
- 施設の利用種目は以下の通りとします。

| 施 設 | 利用可能種目 | 利用禁止種目 |
|---------------|-----------------------------|------------|
| 広宮沢公園（テニスコート） | 軟式・硬式テニス | テニス以外の種目 |
| 広宮沢公園（野球場） | 軟式野球、ソフトボール、 ドローン講習会、運動会 | 硬式野球、サッカー等 |
| 鹿妻公園（ソフトボール場） | ソフトボール | 野球、サッカー等 |

2. グラウンド利用開始等

- グラウンド利用は、4月1日から開始といたします。(広宮沢公園野球場と鹿妻公園ソフトボール場に限る)
- グラウンド整備前利用は、4月中旬の日曜迄(詳細は、ホームページや電話でご確認下さい)とし、整備前の為、グラウンド状況が不良であることをご理解の上でご利用願います。また、利用後はグラウンド整備をお願いします。
- 4月中旬以降は、整備期間中のため下記の利用開始目安日まで利用できませんのでご理解をお願いいたします。
また、グラウンド閉鎖目安は11月下旬とします。前述のようにドローン講習会等のグラウンド地面を利用しない場合は年中利用可能とします。

| 施 設 | 整備後の正式な利用開始目安 | グラウンド閉鎖目安 |
|---------------|------------------|----------------|
| 広宮沢公園（テニスコート） | 5月上旬(ゴールデンウィーク後) | 11月下旬(11/23前後) |
| 広宮沢公園（野球場） | 4月下旬(4/25前後) | 11月下旬(11/23前後) |
| 鹿妻公園（ソフトボール場） | 4月下旬(4/25前後) | 11月下旬(11/23前後) |

- ナイター営業は、照明点灯点検後の5月上旬に開始し、終了は10月31日とします。

3. 本申込み受付について

●本申込みは平日 9 時から 17 時とします。以降については翌日の受付となります。

●本申込み後は、キャンセル及び返金は受付致しませんのでご注意願います。

●本申込み後に、ご利用日前の利用者都合で同月内での日程調整は可能ですが、翌月への持ち越しは認めておりません。

●利用日当日が雨天等で利用できなかった場合、振替は認めておりません。その場合は、還付申請を行い、新規に利用申請書のご記入をお願いします。

●当日の利用申込みは、希望時間に空きがあり申請書記入と支払いが当日できる場合のみご利用を認めております。料金の持ち合わせがなく不足した場合（次の日以降に支払う）等の申請は認めておりません。利用申請書記入と支払いはセットでお願いします。

●児童や生徒がご利用の場合、下記の書類を持参して申請をお願いします。申込み当日に持参できなかった場合は、「次回利用時」に持参願います。次回利用が不明の場合は後日「持参又は FAX」をお願いします。

| 利用対象者 | 必 要 書 類 | 備 考 |
|-----------|-----------------------|--------|
| スポーツ少年団関係 | 「スポーツ少年団規約」又は「名簿」 | |
| 父母会 | 「父母会規約」又は「名簿」 | |
| クラブ | 学校名、顧問の氏名がわかるもの | |
| 親子や児童・生徒 | 氏名や学校名が確認できるもの(生徒手帳等) | 申込書に記載 |

●ナイター利用可能時間は、16 時から 22 時とします。申請時にナイター利用時間を申告し事前に料金のお支払いをお願いします。

(ナイター未使用時間分は、昼間料金としてナイター料金との差額を還付します)

●障がい者利用の減免はございません。(矢巾町立都市公園条例の規定に無いため)

●減免許可を町に申請している場合は、減免許可証の提出をお願いします。

(減免は、矢巾町主催のものに限る)

4. 利用料金の還付(返金)について

●下記の還付条件に該当した場合は、利用日から 3 日以内に還付申請を願います。期間内にできない場合は必ず電話連絡等をお願いします。(遅くとも利用月内にお願いします。)

●還付は、下記について適用いたします。

①雨や雷、強風の天候不良や、グラウンド状況不良の場合。

(利用途中で雨が降って利用できなかった場合、30 分単位でそれ以上利用した場合は還付致しませんのでご理解の程お願いいたします)

②真夏日や猛暑日等、命の危険があると利用者が判断して使用を中止した場合。

③公園施設の不具合による場合。

(ナイター照明の不良、照明灯支柱の倒壊、樹木の倒木等)

④その他、矢巾町や利用者の市町村から中止指示があった場合。

●以下のものは、還付はいたしません。

①自己都合で予定日に利用しなかった場合。

②矢巾町や利用者の市町村から中止指示がなく、コロナウィルスやインフルエンザ等の影響により、利用しなかった場合。(自己都合とみなします)

③本申込み後にキャンセルした場合。